

広報 あかいけ

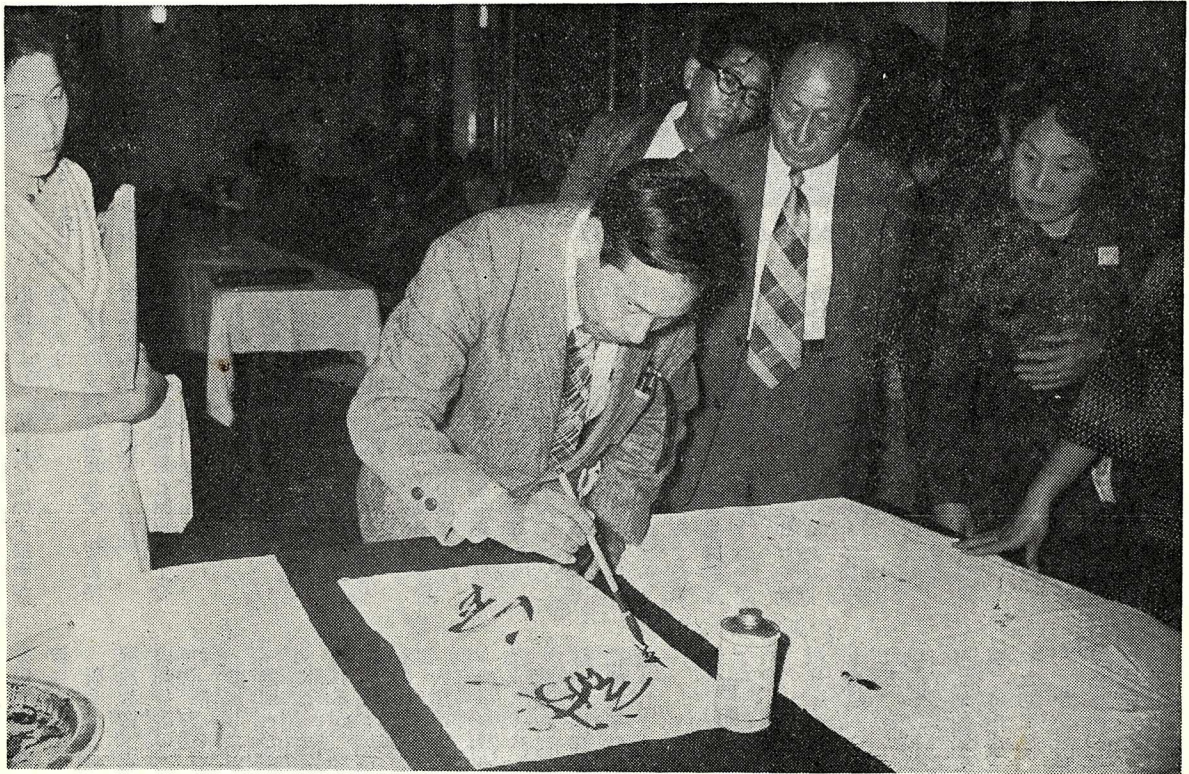
発行所 赤池町役場 編集 総務課 文書広報係

No.158号

町の人口

(10月末日現在)

男	4,420人
女	4,830人
総人口	9,250人
世帯数	2,859世帯



腕を振る木村翠畔氏

全日本書道家連盟文化交流団 台湾親善訪問

木村捨義(翠畔)氏が
参加する!

去る10月15日、東京羽田を出発し台北に到着、台北陸軍幼年学校楽隊に歓迎され六福ホテルで滞在す。

10月16日、監視院簡任胡恒(教育係)詹聰義律師の歓迎を受け盛会の中に書道伝達式を終幕し、午後、国宝殿堂国立故宫博物院を見学す。

中国五千年前の歴史的考古物、青銅器、王器等(皇帝)使用物を見学し、夕方中国書法学会会員と親睦会を上海料理にて会食する。席上揮蒙会(交換会)意見、研究会を催す。

木村台湾にて

学ブ 中国ニ

賢聖ヲ追懷シテ対ス古書ニ

耶ハ遊ビ 中国ニ 百疑ヲ疏ク

異郷ノ風物 歛ビ 無限ノ

万感交々 生テ附スニ雁魚ニ

(意訳)

私は中国に行き、古代の人物を追憶しながら良き書に直面している。私が中国に来て見聞することが出来た、未知の物を主観的にじかに知ることが出来た。異郷の地で色々なことを見聞でき無限の歛びを感じた。異郷で色々な人達と接して本当に良い思い出となり、そのことを本国(祖国日本)の友人に歛びを手紙で伝える。という漢文手紙を書いたものである。書道の神髄を見た歛びはひとしおであったとの事...

「準優勝」おめでとう

十月二十六日(日)午後九時、直方市体育館において、直方少年剣士が参加して、日頃修練の技を競いました。当部少年剣士もようやく試合になれて、連続技から、足さばきと動きもよく、著しい上達ぶりは驚くばかりでした。

今までは一回戦ボーイで、まったく問題にもされていませんでしたが、本大会での活躍は満場注目の的となりました。特に決勝戦では、伯中した接戦で文字どおり手に汗する激斗となりました。惜しくも一点差で優勝の栄光は



準優勝おめでとう豆剣士たち

逸しましたが、その敢闘に対して応援席より、惜しみない大拍手が送られました。今度の成績に満足せず、更に稽古に励んで下さい。次に、試合の結果と出場剣士を紹介いたします。

- 一回戦 赤池五対二直方C
二回戦 赤池四対三直方A
三回戦 赤池五対二修猫塾
決勝 赤池三対四直方A
監督 武末一郎(四段)
有吉 淳(小四年)
近藤真紀(小四年)
佐藤幸久(小五年)
大森 治(小五年)
立花靖士(小六年)
池田豊士(小六年)
白石 史(小六年)
中村義隆(小五年)
佐藤徳久(中一年)

差別の解消を 国民的課題として

◎ 剣道部では、少年部員の入部を、お待ちしています。特に低学年(一年〜三年)をかんげいいたします。希望者は、町民会館内・体協事務局へ。

らも、行政、議会、教育、学校、労働団体、解放同盟、保育所等の皆さん一〇〇名が参加しました。研究会のテーマは、解放行政、解放教育、青年、婦人、地域、狭山闘争等の、十四の分科会にわかれ、熱心に討議がなされました。参加したお母さんの中から、

西町分譲住宅用地 売却について

十月十五日の締切以後において土地購入の申込み問い合わせをされた方、また、申し込みをされた方は、残区画がありますので、赤池町土地開発公社(赤池町役場企画室)に申出下さい。随時受付売却いたします。

二、残区画は、Aブロック三区画Bブロック一区画、Cブロック四区画です。

少年の非行防止に 大浦青年部が立ち上る!

大浦青年部は、昭和50年6月青年部を結成以来、少年の非行化防止に、特に関心を寄せられ、地元補導員と密接な連携を保ちながら各種補導活動を推進中で、多大の効果を挙げておりますが、このたび大浦青年部の多大な功績に対し赤池町青少年問題協議会(会長、池永輝昭)から感謝状が贈られました。

ここに補導活動の一端を紹介いたしますと、本年八月二十七日夜間、街頭補導活動に従事中、上野峡バンガローにおいて、白ニスを乱用中の少年五名を発見し、これに適切な補導を加えられた。また、八月三十一日当町在住の家出少年三名の捜査に自主的に協力され、北九州市内において該当少年を発見、少年の身柄を保護者に引渡した。等ありますが、近年赤池町では少年の非行が特に目立つところから

「われわれ青年の手で 非行化防止を」と立上ったもので、その活動に対し敬意を表するとともに、今後一層の活躍を期待するものです。

赤池公民館句会

一枚の絵画が芸術品として千古に残るように、十七文字の俳句もまた後世に残る芸術品であり得るのである。

上野の青年の家を少し登った静閑な林の中に古くからの不動院がある。図らずも地蔵会が行なわれている所へ行き合せ、心足る思いであった。 一歩 屋の間の人寄り悪き地蔵盆 水心子

訪つれてみて、お参りの人が少ないと思いつつも、それだけにたしかな信者という風に受けとられ此方としても落着いた気分が地蔵盆に馴染むことができ、おのずと信者の心になり得たという句である。 一歩 尼さまに客の来ている秋簾 加寿美

釉ぐすりの甕の並びて露けしや 春翁 扇風機とめて山風たのしめる 園女

霧じめる注連(しめ)の重たく 吹かれをり てい子 うね〜と大連数珠廻す地蔵盆 桜ん坊

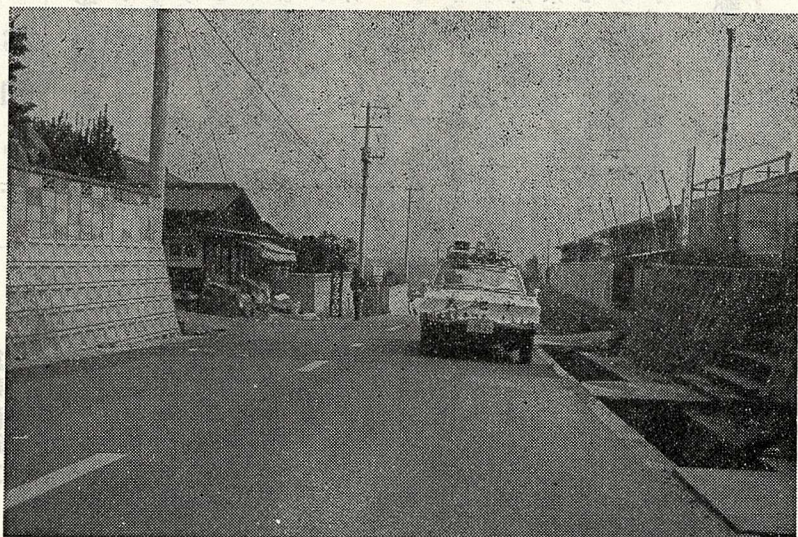
山霧の霽(た)るるに暇なかり 駒女 大根を時けよとばかり朝の雨 一歩

門前に麦茶を冷す流れあり 螢泉

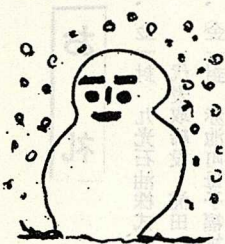
年末年始の交通安全 県民運動の実施について

この運動の目的は、年末年始における飲酒運転の防止を徹底させるとともに、歩行者、特に子供と老人を交通事故から守ることです。

- (1) 酒を飲んだときは、絶対に車を運転しない
(2) 車を運転するときは、絶対に酒を飲まない
(3) 宴会や座談会など酒の出ると思われるところへ行くときは、車を運転していかない



町内より交通事故をなくしましょう



俳句とは (一)

俳句とは花鳥諷詠である。

花鳥とは、日月山川草木鳥獸自然の万象をさし、諷詠とはそれを詠み、うたうことである。私達人間生活と自然(花鳥)とは密接不可分の関係にある。今日、自然は破壊され、当分に公害に侵されつつある。

而も、私達が自然を愛する心にいささかの変りはない。私達が一輪の花を愛し、ヒマラヤに登頂するのは自然を愛する心の現れである。私達は高い詩心と、豊かな詩情をもって、自然を花鳥を芸術まで昇華させて諷詠俳句するものである。花多し自然を離れて俳句はない。

(二)

いわゆる芸術とは、その製作上種々の制約を受ける。例えば、短歌は三十一文字であり、絵画は画希に描かれる。

長編小説といえども無制限の頁数ではあり得ない。俳句もまた、五・七・五の十七文字で季節をもたなければならぬ制約を受ける。(有季定型)

古池やかわずとびこむ水の音 右の俳句をみて十七文字であり蛙という季題をもっている。俳句は勿論子供でも出来る。だが幽遠な自然、人生を諷詠するには多分に修練を要する。十七文字をもって幽遠な自然、人生を諷詠することは困難であるが、さればといて、何万頁の長編小説をもつては、総てのものを書きつくすことはできない。

お知らせ

水道課よりお知らせ

水道事業につきましては、日頃より御協力いただき、感謝しています。

さて、年末を迎えて各家庭におかれましては多量の水が必要とされますので、節水に気を配って下さい。

特に二十九日より三十一日の間、一番多く水の使用が集中されますので、給水がまにあわない状態が起り、断水するおそれがありますので、水のくみおきや、早目に炊事仕事をして下さい。

水道の使用が多いので一旦断水すると、回復に相当の時間を要します。節水も重ねてご協力下さいますようお願いいたします。

郵便物のあて名の書き方に注意を

郵便物のあて名書きは、かすれたり、湿気や雨にぬれて読みにくくなる万年筆のようなものは避けて下さい。ボールペンみたいなものが最適です。

なお、あて名は町名、丁目、住居番号(又は番地)まで詳しく、特にアパート名、棟番号、室番号肩書きなども忘れずにお書き下さい。

郵便番号は住所表示の一部ですが正しくはつきりお書き下さい。

赤池郵便局

簡易保険で

老後を明るく

人生のうちで最も自由な時間に恵まれた時期を楽しく過ごすためには、若い時から老後に備え、早めに生活設計を立てることが必要ではないでしょうか。

老後の生活設計を立てるには、一般的には三十五才から始めるのが理想的といわれています。

そこで、皆様には是非お勧めしたいのが、郵便局の簡易保険です。簡易保険では、皆様の生活設計のお役にたつようと、色々な保険種類を用意しています。

例えば、定年のときを目標に老後の資金計画を立てる場合、途中で万一の事があつた場合でも、残された家族の生活資金を保障する「普通養老保険」が最適です。

期間は十年、十五年、二十年、三十年満期と色々ありますから、あなたの生活設計に応じて選ぶことができます。

また、老後の保障に重点をという方には、一生を保障する「長生きの保険」が最適です。

この保険は、加入後十年目に保険金の二割、二十年目に保険金の三割を内払いするのが特長です。加入できる年齢は五十才から、六十五才までで、保険料の払込期間は十年間となっています。

しかも郵便局の簡易保険は病気やケガで入院した場合保険金も

らえる「特約」を付けますと保障内容も一層幅広いものとなります。

赤池郵便局長

お礼

一、金一封 九光石油株式会社

代表取締役 浦田 勇

一、金一封 赤池町母子福祉会

一、金一封 西村製菓

一、金一封 赤池町消防団長

青柳 徳美

一、金一封 日高 進

一、金一封 高林 政敏

一、金一封 明昭機工株式会社

社長 山谷 治男

一、金一封 赤池商事株式会社

社長 三村 勇

一、金一封 黒木 一男

一、金一封 中学校PTA

会長 小松 利道

一、金一封 西日本設計工業株式会社

社長 岡部 伸雄

一、金一封 フィンチューブ製作所

新野 康一

一、金一封 赤池耐火

小森 祐

一、金一封 名譽町民 木月 繁美

一、金一封 筑豊繊維工業株式会社

会長 舘早谷 政雄

一、金一封

十三支所長 熊谷 直文

万十 七二五個は福豊プロ

ック社長、裕木生男氏から老人の方へ寄贈されました。

赤池町建設請負業者組合よりマイクローバスが提供されました。

なお、寄付につきましては、赤池町社会福祉協議会にそれぞれ寄付されました。

候補者、議員等の

寄附の禁止

候補者や立候補予定者、現に公職にある者は、選挙に関する否とを問わずその選挙区内の者(親族に対してする場合を除く)には寄附が禁止されることになりました。

この寄附の禁止のうちには次のことも含まれます。

一 お中元やお歳暮を贈ること

二 お祭りのときにお金を寄付したり、お酒を贈ること

三 結婚、出産、入学、就職等の際にお金や品物を贈ること

四 お葬式のさいに香典や花輪、供物などを贈ること

一方、有権者も議員や候補者などにこのような寄附をねだつたりすることも禁止されています。

立派な政治家を育てるよう有権者も心がけて下さい。

雇用促進住宅の

ご案内について

公共職業安定所の紹介などによつて住宅を移転し就職した方や、転勤などによつて住居の移転を必要とする方などのために、その就職地で公営住宅、社宅などの適当な住宅が見当るまでの間、入居していただく宿舎です。

1 受付期間

昭和50年12月15日(月)より

昭和50年12月20日(土)まで

2 家賃 月額一万一千円

3 敷金 家賃の二ヶ月分

4 共益費 月額七百円

5 貸与期間 一年未満

6 家賃の支払能力がある者

(月収が家賃の五倍以上の人)

7 確実な連帯保証人がある者

(原則として雇用主)

8 入居日 昭和51年2月1日

尚、詳細については、田川公共職業安定所雇用主係へお問い合わせ下さい。

(電話 田川0291番)

